

# 規 則

「千曲市下水道条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第10号

## 千曲市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市下水道条例施行規則（平成15年千曲市規則第125号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（倉科地区農業集落排水施設を使用していた者等に係る特例）

- 3 千曲市農業集落排水施設条例（平成15年千曲市条例第200号）の規定に基づく倉科地区農業集落排水施設の利用者及び排水設備設置義務者であつて、法第9条の規定による公示により条例の規定に基づく公共下水道の利用者及び排水設備設置義務者となるものについて、千曲市農業集落排水施設条例施行規則（平成15年千曲市規則第128号）の規定に基づいて提出された書類又は交付若しくは通知した書類は、この規則の相当規定によって提出された書類又は交付若しくは通知した書類とみなす。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。